

1. 指定事業者名 指定居宅療養管理指導事業所 こがクリニック
2. 指定事業所番号 1311635952
3. 事業所所在地 東京都豊島区北大塚1丁目20番9号
OSKビル 401
4. 電話番号 03-5972-1465
5. 運営方針
 - (1) 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者および家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。
6. 指定居宅療養管理指導の内容
 - (1) 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
 - (2) 居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
 - (3) 要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
 - (4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。
7. 従事者 医師 古賀 規貴
8. 営業日および営業時間
 - (1) 院内に掲示している診療日および診療時間と同じです。
9. 利用料
 - (1) 居宅療養管理指導を実施した利用者からは月に1ないし2回、介護保険報酬に応じた利用者負担額（1割または2割または3割）をいただきます。
 - (2) 居宅療養管理指導に要した交通費等については、原則としていただいておりますが、時間外に臨時往診を行った際には、実費でいただく場合があります。
10. 苦情処理
 - (1) 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。
11. その他運営に関する重要事項
 - (1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
 - (2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。

指定居宅療養管理指導事業所 こがクリニック運営規程

(事業の目的及び運営の方針)

第1条 要支援・要介護状態などにある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境などを把握し、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）に居宅サービス計画などの作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言等を行い、利用者の療養生活の向上を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと、緊密な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名 称	こがクリニック
二 事業所所在地	東京都豊島区北大塚1丁目20番9号 OSKビル 401

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次のとおりである。

一 職 種	医師	1人（常勤）
	看護師	1人（常勤）
	薬剤師	1人（常勤）
	事務・相談員	2人（常勤）
二 職務内容	指定居宅療養管理指導の提供	

(営業日及び営業時間)

第4条 医療機関内に掲示している診療日及び診療時間と同じとする。

(事業の内容)

第5条 指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりである。

- 一 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 二 居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 三 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 四 その他、療養生活向上のための指導・助言等を行う。

(利用料等)

第6条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 一 居宅療養管理指導を実施した利用者からは月に1ないし2回、介護保険報酬に応じた利用者負担額（1割または2割または3割）を徴収する。
- 二 居宅療養管理指導に要した交通費等については原則として徴収せず、時間外に臨時往診を行った際には、実費で徴収する場合もあるものとする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(苦情処理)

第7条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第8条 健康保険法、介護保険法等を遵守し業務を行う。

- 2 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行う。
- 3 提供した指定居宅療養管理指導の内容については、速やかに診療録に記載する。

(附則) この規程は、令和6年6月1日より施行する。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

- (1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、責任者
 - ① 相談や苦情に対応する常設の窓口として、下記の連絡先と責任者を設置する。

責任者	院長 古賀 規貴
連絡先電話番号	03-5972-1465
 - ② 責任者不在であっても、基本的な事項について従業員全員が対応できるよう指導するとともに、責任者に内容を引き継ぎ、相談・苦情への対応が早期に行えるように配慮する。
- (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順
 - ① 苦情があった場合は、直ちに利用者等と連絡をとり、事情を聞き、苦情の内容を把握し、必要な対応を行う。
 - ② 苦情の内容によっては、市区町村・国保連合会を紹介する等必要な対応を行う。
- (3) その他参考事項

必要に応じ医学的観点から、他の事業者との連絡調整を行い、苦情が発生しないよう努力する。